

健康

問 岩見沢保健センター（4西3であえーる岩見沢3階）

☎ 25-5540

【いわみざわ健康ひろば】

市民の健康を「まもる」、「つくる」、「つなぐ」をテーマに、皆さんの健康づくりを応援する施設です。市が実施する健診や生活習慣病の予防をはじめ、介護予防など健康寿命の延伸に向けた取り組みなど、皆さんの健康づくりを応援します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ID: 15815

所在地 3西4 第2ポルタビル1階

開館時間 午前10時～午後5時

休館日 日曜日、祝日、年末年始

電話番号 35-5138

【健康ポイント】

健診や人間ドックの受診のほか、市が実施する健康づくり事業への参加などでポイントがたまり、一定のポイントがたまると交換特典があります。また、アプリの利用により、ウォーキングなど個人で行う健康づくりの取り組みにもポイントが付与されます。詳しくは、市ホームページ



ID: 15810

をご覧ください。

対象 18歳以上で市内在住の方

【各種健康診査】

生活習慣病の予防や病気の早期発見のため、健康診査やがん検診などの各種健診を行っています。詳しくは「健診ガイドブック」または市ホームページ



ID: 15825

【各種健康教室】

▶ フードデイ

いわみざわ健康ひろばで、栄養講話と健康的な食事のレシピを紹介

▶ お茶の間健康教室

町会・自治会などの希望により、地域の会館などで健康教室を開催

【市民健康センター】

問 市民健康センター（8西7）

☎ 32-0888

皆さんの健康づくりをお手伝いする施設です。ここで総合健康診断（人間

ドック）を受診すると、検診結果のデータが健康づくりのための基礎情報として保管されます。

また、女性が人間ドックとともに、乳がんや子宮がんといった検診を気軽に受けられるよう、毎週火曜日を「女性の検診日」と定めています。

健康診断の種類

人間ドック（日帰りコース）、定期健康診断、部分検診、乳がん検診・子宮がん検診、股関節脱臼検査など

※詳しくは、市立総合病院ホームページをご覧ください。



高齢者の方へ

【介護保険制度】

問 高齢介護課介護保険係

☎ 35-4138

介護保険制度は、介護に対する負担を社会全体で支え合い、介護を必要とする方がそれぞれの状況に応じて自立した暮らしができるよう、福祉や医療などの総合的なサービスを提供する制度です。

サービスを受けられる方

次に該当し、申請により要介護認定を受けた方

▶ 65歳以上

寝たきりや認知症などで、常に介護を必要とする状態、または常時の介護までは必要ないが、家事や身支度など、日常生活に支援が必要な状態

▶ 40歳以上65歳未満

初老期認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の特定疾病により、介護や支援が必要な状態

【後期高齢者医療制度】

問 保険年金課医療年金係

☎ 35-4201

高齢者の医療保険制度を将来にわたり持続可能にするための制度です。

対象者

▶ 満75歳以上の方

▶ 満65歳以上75歳未満の方のうち、一定の障がいのある方

【一定の障がいの程度とは】

◇国民年金法による障害等級の1・2級に該当する

◇身体障害者手帳1～3級および4

級の一部に該当する

◇精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳の重度（A）に該当する

保険料の納付

被保険者一人一人に計算を行い、介護保険料と同様に年金から差し引かれます。ただし、一定の要件により納付書や口座振替などの方法で納めていただく場合があります

【マッサージなどの受療券の交付】

問 福祉課障がい者福祉係

☎ 35-4112

70歳以上の方は、視力障がいのある方が行うあんまやマッサージ、指圧、はり、きゅうの施術受療券により、マッサージなどの料金の一部助成を受けることができます。

【老人クラブ】

問 高齢介護課高齢者支援係

☎ 35-4132

高齢者の社会参加や健康づくりなどを促進するため、各地域で老人クラブの活動が行われています。スポーツや趣味などの活動を通じて会員相互の親睦を深めています。

【長寿祝金の贈呈】

問 高齢介護課高齢者支援係

☎ 35-4132

長寿をお祝いし、白寿（かぞえ99歳）の方にお祝い金を贈呈しています。

【高齢者福祉センター】

高齢者の健康で明るい生活を支援するための施設で、東山に「ふれあい」、北村に「えみる」の2カ所を設置しています。

趣味・教養のサークル活動など、交流の場として利用され、多くの利用者に賑わいをみせています。

▶ 高齢者福祉センターふれあい（東山2） ☎ 23-7588

▶ 高齢者福祉センターえみる（北村赤川586） ☎ 36-2140

【地域包括支援センター】

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、介護、福祉、保健の専門職が連携して、総合的な相談・支援を行う機関で、市内5カ所に設置しています。

また、要介護状態にならないよう、要支援認定者などの介護予防ケアプランを作成し、自立した生活を送れるよ

う支援しています。

▶岩見沢市地域包括支援センター

☎ 25-4649

▶地域包括支援センターほろむい（幌向南 2-3）

☎ 32-6622

▶南地区地域包括支援センター（南町 7-2）

☎ 32-0300

▶北地区地域包括支援センター（北 2 西 12）

☎ 33-5383

▶東地区地域包括支援センター（5 東 16）

☎ 35-7655

【広域総合福祉センター】

問 社会福祉協議会・ボランティアセンター（11 西 3 広域総合福祉センター内）

☎ 22-2960

市民の福祉活動の拠点として、障がいのある方やこどもから高齢者まで、サークル活動、ボランティア活動の場として多くの方に利用されています。

【成年後見支援センター】

日常生活や財産管理に関する困り事の相談対応、成年後見制度の利用の支援を行います。

また、市民後見人の養成講座や、成年後見制度の普及啓発のための講演会、出前講座などを行っています。

所在地 11 西 3 広域総合福祉センター内

電話番号 35-5210

【シルバー人材センター】

家庭や企業などから、臨時的、短期的、その他軽易な仕事を引き受け、高齢者の会員が経験や能力に応じて仕事をしています。

所在地 5 西 3 岩見沢市ワークプラザ内

電話番号 24-4255

【冬のくらしの支援】

問 高齢介護課高齢者支援係

☎ 35-4132

▶雪下ろし助成など

雪の処理を自力で行うことが難しい高齢者や障がい者世帯に対して、事業者が行う家屋の屋根の雪下ろし、間口の置き雪除雪、定期排雪に要した費用の一部を助成しています。

なお、課税状況など一定の条件があります。

問 社会福祉協議会（11 西 3 広域総合福祉センター内）

☎ 22-2960

▶町会等除雪ボランティア支援

除排雪が困難な世帯（高齢者独居世帯など）に対し、町会・自治会などによる除雪ボランティアを実施しています。

【見守りの支援】

問 高齢介護課高齢者支援係

☎ 35-4132

病弱な高齢者などが安心して地域で暮らすことができるよう、緊急時に消防への通報などを行う民間の緊急通報サービスの費用の一部を助成しています。

なお、課税状況など一定の条件があります。

障がいのある方へ

【手帳の交付】

問 福祉課障がい者福祉係

☎ 35-4112

心身に障がいのある方に、その障がいに応じて、身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を交付します。

障がいの程度により各種制度の適用を受けることができます。

【各種制度】

問 福祉課障がい者福祉係

☎ 35-4112

詳しくは「障がい者のてびき」をご覧ください。

▶補装具費用の一部を支給

▶障害福祉サービスを利用

▶手話通訳者の派遣

▶日常生活用具の給付

▶タクシー基本料金分の利用券を交付

▶高速自動車道の通行料金割引

▶NHK 放送受信料の免除

問 こども家庭センター（4 西 3 であえーる岩見沢 3 階）

☎ 22-3337

▶障害児通所支援を利用

【自立支援医療】

問 こども未来課こども福祉係

☎ 35-4118

▶育成医療

障がいのあるこどもで、障がいの部分を治療することによって、日常生活能力の回復が見込まれるとき、自立支援医療（育成医療）により医療費の一部の助成を受けることができます

問 福祉課障がい者福祉係

☎ 35-4112

▶更生医療

身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの部分を治療することで、日常生活能力の回復が見込まれるとき、自立支援医療（更生医療）により医療費の一部の助成を受けることができます。

▶精神通院医療

精神科の病気で、継続的に通院治療が必要なとき、自立支援医療（精神通院医療）により医療費の一部の助成を受けることができます。

【重度心身障害者医療費の助成】

問 保険年金課医療年金係

☎ 35-4201

助成の対象

▶身体障害者手帳 1～3 級（3 級は内部障がいのみ）の方

▶療育手帳 A 判定の方

▶精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

※ 65 歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です。また、いずれも所得制限があります。

助成の範囲

健康保険適用の医療費

▶精神障がいのある方 通院

▶それ以外の方 入院・通院

自己負担

▶市民税課税世帯 医療費の 1 割

▶市民税非課税世帯 初診時一部負担金
※ 満 18 歳に達する年度末までの児童は自己負担なし。

【各種手当】**問 福祉課障がい者福祉係**

☎ 35-4112

▶ 特別障害者手当

20歳以上で重度の障がいのため、在宅での日常生活に常時特別な介護を必要とする方（国民年金法による障害等級の1級に2つ以上該当する方、またはそれと同じ程度の状態にある方）。

なお、所得制限があります。

問 こども未来課こども福祉係

☎ 35-4118

▶ 障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいのため、在宅での日常生活で常時介護を必要とする方。

なお、所得制限があります。

▶ 特別児童扶養手当

20歳未満の重度または中度の心身障がいのある児童を養育している方。ただし、児童福祉施設等の入所者は除きます。

なお、所得制限があります。

【障がいに関する相談】**問 障がい者総合相談支援センターあ〜ち（大和1-7） ☎ 38-4451**

障がいのある方やその家族、支える方などの困り事や心配事、不安に感じていることなど、無料で相談を受け、解決に向けたお手伝いをします。

医療**【市立総合病院】****問 市立総合病院医事課（9西7）**

☎ 22-1650

診療科目 22科、入院病床 405床を持つ中核病院で、南空知地方の地域センター病院として地域医療の確保に努めています。

診療科目

内科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓内科、消化器内科、外科、透析外科、血管外科、乳腺外科、小児科、整形外科、産婦人科、眼科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、精神神経科、麻酔科、皮膚科、脳神経外科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、放射線科

※外来受付の時間など、詳しくは、市立総合病院ホームページをご覧ください



ください。

【市立栗沢病院】**問 市立栗沢病院（栗沢町南本町30）**

☎ 45-2351

医療療養病床 85床を持つ療養型病院で、地域医療の確保に努めています。

診療科目 内科、整形外科

※外来受付の時間など、詳しくはお問い合わせください。

【土・日曜日、祝日当番医】

土・日曜日、祝日の急病者の診療は、当番制で行っています。当番医は広報いわみざわ、市ホームページ、岩見沢市メールサービスでお知らせしています。



ID: 2749

診療時間

▶ 土曜日 午後1時～午後6時

▶ 日曜日、祝日 午前9時～午後6時

【夜間急病センター】

夜間、急に身体の具合が悪くなったときは、夜間急病センターで診療を受けてください。

なお、診療を受ける場合は必ずマイナ保険証、資格確認書のいずれかをお持ちください。

所在地 10西3

電話番号 25-3000

診療時間 午後6時～午前0時

（平日、土・日曜日、祝日とも。ただし、12月31日から1月3日を除く）

生活にお困りの方**【生活困窮者自立支援】****問 生活サポートセンターりんく（3西3） ☎ 25-5200**

相談支援員が、さまざまな悩みを抱え、生活に困っている方の相談・解決に向け、一緒に考え、行動します。

【生活福祉資金】**問 社会福祉協議会（11西3 広域総合福祉センター内） ☎ 22-2960**

低所得者世帯や障がい者世帯などで、福祉用具などの購入、住宅改修、技術習得、修学・就学支度に掛かる資金の調達が困難な場合や、世帯主の失業などで生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのための生活費などを必要とする場合で、他の貸付制度が利用で

きない方に資金を貸し付けする制度です。

【生活保護】**問 保護課 ☎ 35-4173**

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした国の制度です。

生活保護は

▶ 自分の持っている能力の活用

▶ 自分の持っている預貯金や資産の活用（保有の認められない土地、家屋、保険や車など）

▶ 親やこどもなど扶養義務者からの援助

その他、あらゆるものを最低限度の生活を維持するために活用し、それでも生活などに困るときに受けることができます。